

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3087号)

令和6年8月13日

横 情 審 答 申 第 3087 号
令 和 6 年 8 月 13 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年2月28日経商第1642号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和3年度小机商店街協同組合の商店街環境整備支援事業補助金交付
申請における道路占用許可書及び民地承諾書（施設整備等に関する民事上の
の承諾書）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和3年度小机商店街協同組合の商店街環境整備支援事業補助金交付申請における道路占用許可書及び民地承諾書（施設整備等に関する民事上の承諾書）」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和3年度小机商店街協同組合の商店街環境整備支援事業補助金交付申請における道路占用許可書及び民地承諾書（施設整備等に関する民事上の承諾書）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年1月20日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、旧条例第10条第2項により非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 横浜市商店街環境整備支援事業補助金（以下「環境整備補助金」という。）の交付申請において、市長は、整備内容や必要に応じて添付書類の省略や追加を求めることができる（横浜市商店街環境整備支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項から第4項までの各ただし書）。
- (2) 令和3年10月11日付で小机商店街協同組合が行った環境整備補助金の交付申請（以下「本件交付申請」という。）に係る事業目的は、アーケード水銀灯をLED化すること、すなわち、従来型ランプから省エネ型ランプへの交換である。道路上又は民地内への構造物の新規設置や、土地使用に関する権利の変更を伴うものではないので、要綱第8条第1項ただし書により本件審査請求文書の添付を省略した。
- (3) 以上のことから、本件審査請求文書は、いずれも取得しておらず、保有してい

ないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 要綱第8条第1項本文、第9号及び第10号によれば、本件審査請求文書の提出は義務付けられており、実施機関が取得していないとは思えない。また、本件審査請求文書は、補助金の交付要件の審査に必要な文書である。
- (3) 平成20年度に行われた小机商店街協同組合による横浜市商店街共同施設補助金交付申請では、実施機関は、道路占用許可書や施設整備等に関する民事上の承諾書の写し等の提出を求めていた。
- (4) 非開示処分の理由について、本件審査請求文書を実施機関が取得していない理由が、要綱第8条第1項ただし書に基づくものなのか示されておらず不明確である。非開示理由には不備ないし瑕疵があり、本件処分は取り消されるべきである。
- (5) 補助対象の施設の合法性確認に必要であること、整備の緊急性・必要性がなかったこと、補助金申請書の内容が虚偽であることから、本件審査請求文書の提出を求めなかったことは不当である。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 環境整備補助金の交付申請に係る事務について

環境整備補助金の交付を受けようとする商店会は、要綱に基づき商店街環境整備支援事業計画認定書の交付を受け、交付申請書に補助対象に応じて必要書類を添付して、市長に提出することとなっている（要綱第8条第1項から第4項まで）。ただし、市長は、整備内容や必要に応じて、添付書類の省略や追加を求めることができる（要綱第8条第1項から第4項までの各ただし書）。

- (3) 本件審査請求文書について

開示請求書の記載から、本件審査請求文書は、本件交付申請に係る申請書の添

付書類のうち、道路占用許可書及び民地承諾書（施設整備等に関する民事上の承諾書）と考えられる。

(4) 本件審査請求文書の不存在

ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 要綱第8条第1項ただし書により添付書類が省略できるのは、次の場合である。

「建築基準法、道路法、その他関係法令等に基づく確認書又は許可書の写し」（要綱第8条第1項第9号。道路占用許可書もこれに当たる。）については、建築基準法上の建築物を設置しない場合、公道に構造物を設置しない場合等である。

「施設整備等に関する民事上の承諾書等の写し」（要綱第8条第1項第10号）については、施設整備が民地内で行われない場合である。

(イ) 本件交付申請に係る事業目的は、アーケード水銀灯のLED化であり、道路上又は民地内への建築物等の新規設置を伴うものではないので、要綱第8条第1項ただし書に該当し、設置されるLED灯が要綱第3条第2項第9号の「道路法や建築基準法その他の関連法令に抵触する施設」に該当することもない。この取扱いは、令和3年度になされた他の商店会からの電灯のLED化に係る交付申請に対しても、同様である。

なお、実施機関としては、民有地侵害の紛争、係争の有無は把握していないが、民地内への建築物等の新規設置を伴わない本件において、民事上の承諾書等の写しの提出を求める必要はない。

(ウ) 審査請求人が主張する平成20年度のアーケード改修工事は、工事内容が撤去工事、鉄骨塗装工事、屋根工事、電気設備工事等大がかりなもので、土木事務所の許可が必要な工事が含まれていたこと、工事の場所が一部民地に入っていたと推測されること等から、道路占用許可書や民事上の承諾書の写し等の提出を求めた。

これに対し、本件交付申請については、アーケード水銀灯をLED化するだけであり、平成20年度の工事とは事情が異なる。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(5) 理由付記について

ア 審査請求人は、本件処分の理由には不備又は瑕疵があり、本件処分は取り消されるべきであると主張している。

イ 本件処分に係る非開示決定通知書においては、非開示とする根拠規定について「旧条例第10条2項」と、非開示規定を適用する理由について「請求内容の「令和3年度小机商店街協同組合の商店街環境整備支援事業補助金交付申請における道路占用許可書及び民地承諾書（施設整備等に関する民事上の承諾書）」に関しては、交付申請内容が道路上や民地内に新設する構築物を対象とした申請ではなく、従来型ランプから省エネ型ランプへの交換であることから、横浜市商店街環境整備支援事業補助金交付申請の道路占用許可書等については、添付を求めておらず、保有していないため」と記載されている。要綱上添付することになっていた道路占用許可書及び民地承諾書（施設整備等に関する民事上の承諾書）につき、要綱第8条第1項ただし書を適用して添付を省略したことを説明しておくことが、より適切であったと考えられるが、理由付記に不備があったとまでは認められない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井惠里可、委員 斎藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 2 月 28 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 4 年 4 月 15 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 4 年 4 月 15 日	・審査請求人から意見書を受理
令 和 4 年 5 月 31 日	・審査請求人から意見書（追加）を受理
令 和 6 年 4 月 4 日 (第30回第四部会)	・審議
令 和 6 年 5 月 9 日 (第31回第四部会)	・審議
令 和 6 年 6 月 6 日 (第32回第四部会)	・審議